

1 平成30年7月豪雨に係る特別な財政支援

提案先省庁	財務省ほか関係省庁
-------	-----------

提案事項

平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、これまでに経験したことのない規模の被害が生じた本県では、より災害に強く、元気な岡山を何としても実現するという強い決意の下、総額1,200億円を超える予算を編成し、応急仮設住宅の提供や公共土木施設の復旧など、被災者の生活や経済活動の1日も早い回復に向けて全力で取り組んでいる。

また、県内市町村においても、総額800億円を超える予算を編成し、被災者の生活再建支援や公共土木施設の復旧など、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。

引き続き、本格的な復旧・復興に必要な行政需要に全力で応えられるよう、十分な規模の財源及び中長期的な財政支援の確保に向けて、あらゆる手立てを講じること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 現時点で住家の全半壊が8千棟を超え、床上・床下浸水が7千棟を超えるなど本県の被害は広範囲にわたっており、また、仮設住宅の入居者数も8千人を超えている。そのため、今後の復興に向けた対応が確実に長期化し、被災者の支援や災害復旧等に多額の経費を要することが見込まれる。
- 本県の復旧・復興に要する事業費は1,200億円を超えており、平成30(2018)年度の予算編成にあたっては、長期の行革努力等により捻出した財政調整基金の9割以上を取り崩した。約9億円まで減少した財政調整基金は、特別交付税等により平成30(2018)年度末に約147億円まで回復したものの、令和元(2019)年度当初予算の復旧・復興事業費(約312億円)確保のため約84億円を取り崩すこととしており、綱渡りの財政運営を強いられている。

※ 次の3つの柱を中心に復旧・復興対策を実施

- ① 「被災者の生活とくらしの再建」(応急仮設住宅の確保、見守り相談支援など)
- ② 「公共施設等の復旧」(道路・河川の復旧、農地・農業用施設の復旧など)
- ③ 「地域経済の再生」(グループ補助金、風評被害対策など)

<復旧・復興事業費>

(単位：百万円)

		H30(2018)年度	R元(2019)年度	計
歳出		94,901	31,172	126,073
歳入 ※「一般財源など」には、特定財源の寄付金を含む。	国庫支出金	48,220	14,984	63,204
	県債	30,672	9,378	40,050
	その他	4,605	3,902	8,507
	一般財源など	11,404	2,908	14,312
計		94,901	31,172	126,073

1 平成30年7月豪雨に係る特別な財政支援

- 県内市町村の復旧・復興に要する事業費は800億円を超えており、その財源とするために財政調整基金を大きく取り崩した。その結果、一部の市町村の財政調整基金は僅少となっている。
- 国においては、平成30(2018)年11月に平成30年7月豪雨災害への対応分（生活や生業の再建、災害応急復旧等）として5,034億円の第1次補正予算が成立した。また、平成31(2019)年2月に災害復旧等事業費2,136億円、災害対応のための特別交付税700億円などの第2次補正予算が成立した。

課題

- 復旧・復興に要する事業費は、県分は1,200億円を、市町村分は800億円を超えており、今後さらに、国直轄事業の実施や災害対応のために発行した地方債の後年度負担などが見込まれ、求められる多大な財政需要に通常の財源のみで対応することは困難である。
- 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興ロードマップで掲げる本格的な復旧・復興には、多くの時間が必要と見込んでおり、国の中長期的な支援が不可欠である。
- 国の第2次補正予算において、災害対応のための特別交付税を700億円追加するなどの措置がなされたが、求められる行政需要に応えることが可能な規模の財源確保に向けて、そして中長期的な支援の確保に向けて、更なる特例的な措置（国庫の手厚い配分、特別交付税の特例的な増額配分、起債の特例措置等）が必要である。

2 復旧・復興に必要な人材の派遣等

提案先省庁	総務省
-------	-----

提案事項

- (1) 本格的な復旧・復興に向けて、引き続き多くの人材が必要なことから、地方自治体職員の県及び市町村への派遣について、必要な支援を行うこと。 新規
- (2) 他の地方自治体からの派遣職員の受入れに要する経費について、負担が生じないよう必要な措置を講じること。 新規
- (3) 災害復旧等に従事するために採用する職員に要する経費について、負担が生じないよう必要な措置を講じること。 新規

(提案の理由)

現状

- 中長期にわたる復旧・復興対応のために、令和元(2019)年度においても、全国の地方自治体に対して応援派遣を要請（都道府県36名、市町村39名）しているところであり、引き続き、人員が不足している状況が続いている。
- 他の地方自治体からの応援職員の受入れに伴い、応援職員の人件費等の負担金や公舎借上料等の経費が生じている。
- 災害復旧等に従事する人員を確保するため、引き続き、正規職員のほか、任期付職員や臨時職員の採用を行いながら対応する見込みである。

課題

- 地方自治法に基づく派遣に係る受入れ経費や災害復旧等に従事する職員の確保に必要な経費については、特別交付税措置がなされるが、更なる特例的な措置が必要である。

【参考】全国の地方自治体からの応援職員派遣の状況（単位：人）

○ 県分

職 種	令和元年度		
	要請数	充足数	不足数
事 務	12	6	△ 6
土 木	15	4	△ 11
農業土木	4	0	△ 4
林 業	4	3	△ 1
保健師	1	0	△ 1
計	36	13	△ 23

○ 市町村分

職 種	令和元年度		
	要請数	充足数	不足数
事 務	6	6	0
土 木	18	7	△ 11
農業土木	2	0	△ 2
建 築	6	3	△ 3
電 気	4	2	△ 2
機 械	3	2	△ 1
計	39	20	△ 19

※ 総務省及び全国知事会等を通じた地方自治法に基づく職員派遣
平成31(2019)年4月1日現在の人数

3 被災者支援の円滑な実施

提案先省庁	内閣府、厚生労働省
-------	-----------

提案事項

- | |
|--|
| <p>(1) 災害救助法における被災住宅の応急修理や生活必需品等のために支出できる対象範囲を拡大し、それに伴う費用の限度額を引き上げること。 新規</p> <p>(2) 建設型応急仮設住宅については、災害救助法により被災者に供与したものであり、県が負担する維持管理費に対して財政措置を行うこと。 新規</p> |
|--|

(提案の理由)

現状

- 浸水被害を受けた住宅において汚水で異臭を放つ内壁や畳の補修を行う場合、外壁や床の補修と合わせて行わない限り、応急修理の対象とはならない。なお、畳の補修は原則として6畳相当までとされている。また、平成30年7月豪雨災害では、限度額584,000円未満で応急修理を行うことができた被災者はほとんどいない。
- 災害発生から応急修理の発注までに相当の期間を要する場合があるが、仮設住宅への入居は認められないため、避難所や修理されていない自宅での生活を余儀なくされる。また、エアコンや冷蔵庫等は生活必需品の対象外であり、ランドセルや制服も学用品の対象外であるなど、被災者への配慮が十分とはいえない運用が見られる。
- 建設型応急仮設住宅の維持管理経費は、災害救助法による国の負担の対象とならないため、本県において予算措置している。

課題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康的な生活環境を確保するための内装補修を対象にするなど、被災住宅の応急修理制度を充実させることで、被災者が応急仮設住宅制度に頼らず、元の住宅での生活再建を進めることができるようにする必要がある。 ○ 被災者の心身の負担軽減に十分配慮して、生活必需品の給与等の応急救助を実施する必要がある。 ○ 国では、建設型応急仮設住宅が完成した時点で、生活基盤の安定化が図られたものとして、災害救助法の対象外となると整理している。 ○ 平成28年熊本地震では国から復興基金(特別交付税)が交付され、様々な事業が実施されており、その事業の1つとして建設型応急仮設住宅の維持管理費も復興基金が充当されているが、今回の豪雨災害では、現段階において復興基金の交付の予定はない。 |
|---|

提案事項

(3) 被災者への見守り・相談支援については、被災者の一日も早い生活再建へ向けて、引き続き重要となることから、その必要額について令和2年度においても引き続き、財政措置を行うこと。

また、仮設住宅に入居する被災者等が安心した日常生活を営めるよう、被災地における心のケアを中長期的に実施していく必要があることから、被災地心のケア事業費補助金を継続するとともに、補助率の嵩上げ（復元）を図ること。

新規

(提案の理由)

現状

- 平成30年7月豪雨による被災者は、応急仮設住宅への入居など、被災前と異なる環境に置かれ、今後も様々な課題を抱えることが想定される。
- そのため、高齢者・障害のある人・生活困窮者等の被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、市町村では、孤立防止等の見守りや、日常生活上の相談支援などを実施しており、県では「岡山県くらし復興サポートセンター」を設置し、後方支援を行っている。
- 岡山県精神保健福祉センター内に「おかやまこころのケア相談室」を設置し、ニーズの把握や電話相談、出張相談などを行い、被災者等の一人ひとりの心に寄り添った支援に努めている。
- 被災者等の生活再建は始まったばかりであるが、少しずつ周囲の環境が落ち着くにつれ、悲壮感が押し寄せてくることもあり、今後ますます心のケアが重要となってくる。引き続き、おかやまこころのケア相談室が地域の保健所等と連携しながら、ニーズの把握とともにうつや自殺の予防を念頭に置いた活動を続けていく必要がある。

課題

- 令和元(2019)年度は、被災者への見守り・相談支援、こころのケアに係る事業費が措置されたところであるが、応急仮設住宅等の被災者が安心した日常生活を営み、その生活を再建するまでの間、被災者への見守り・相談支援を継続して実施できるよう、財政措置が必要である。
- 仮設住宅等での新しい地域への不適応や今後への不安などから、閉じこもりやアルコール関連問題などの出現に留意する必要があるため、生活再建とともに、うつや自殺の予防対策が必要である。

【参考】

	現行 (H30)	R元 (予定)	提案内容
被災地心のケア事業費補助金	補助率10/10	3/4	10/10

4 教職員定数の拡充等による被災した児童生徒への支援

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

提案事項

- (1) 被災した児童生徒の支援等のために必要な教職員定数の加配拡充を継続して行うこと。また、現行制度では1／3である国庫補助率を、東日本大震災を踏まえた国庫補助率（10／10）へ嵩上げすること。 **新規**
- (2) 被災した児童生徒の心のケア等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に必要な財政措置を継続するとともに、心理検査に係る財政措置を講じること。 **新規**

（提案の理由）

現状

- 未だに仮設住宅等から臨時のスクールバス等で長時間かけて登下校し、プレハブ校舎での学校生活を強いられている児童生徒が存在する。
- 平成30年7月豪雨により被災した児童生徒が在籍する公立小中高等学校（岡山市立を除く）に対し、通常のス쿨カウンセラー配置事業や思春期サポート事業に加え、スクールカウンセラー（SC）等の配置を行っている。
 - （取組内容）
 - ・被災した生徒・保護者へのカウンセリング、教職員への助言等
 - ・その他、事例検討会・講演会・研修会等、学校で必要と認められる活動
- スクールカウンセラー（SC）の派遣回数（平成31(2019)年3月末現在）
 - 小学校19校・286回、中学校8校・86回、高等学校10校・64回、
 - 特別支援教育学校1校・13回
- 平成30年7月豪雨により被災した児童生徒が在籍する公立小中高等学校（岡山市立を除く）で、ストレス等の状況を把握するための心理検査（hyper-QU）を実施し、児童生徒の心のケアに活用している。

課題

- 被災地の学校において、精神的なダメージを被った児童生徒に対するきめ細やかな心のケアや、家庭生活や学校生活の変化等により、学習が困難な状況にある児童生徒への支援を継続して行う必要がある。
- 今後も、時間の経過や環境の変化に伴い生じるストレスも懸念され、継続的なスクールカウンセラーの活用とともに、心理検査の結果等を活用した状況の把握と対応が必要である。

5 災害廃棄物の処理等

提案先省庁	環境省
-------	-----

提案事項

平成30年7月豪雨災害に係る被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業について、引き続き被災市町村の早期復旧・復興に必要な予算を確保すること。

新規

(提案の理由)

現状

- 本県被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業費は、総額約205億円に上るが、処理は、最長で令和2(2020)年度(発災後2年)まで要する見通しであり、処理が完了するまで国による確実な予算措置が必要。

区 分	自治体数※	事業費計(千円)	備 考
H30(2018)年度完了	10	97,780	吉備中央町ほか
R元(2019)年度完了(見込)	10	2,416,875	矢掛町ほか
R2(2020)年度完了(見込)	2	17,998,869	倉敷市、総社市
計	22	20,513,524	

※一部事務組合含む。

課題

- 倉敷市及び総社市から災害廃棄物処理事務の委託を受け県が実施する災害廃棄物の処理は令和2(2020)年度まで要する見通しである。

【参考】

今回措置された主なもの

- ・半壊以上の被災家屋の解体費用を補助対象に含めること。(通常全壊家屋のみ)
- ・家屋解体等に必要となる諸経費を15%まで率計上することを認めること。
- ・災害等廃棄物処理事業補助金に係る地方負担分95%について交付税措置(通常80%)
- ・廃棄物処理施設災害復旧事業に係る交付率を8/10に嵩上げ、地方負担分95%について交付税措置(通常1/2、85.5%)

災害査定状況

区 分	自治体・施設数	事業費計(申請額)	事業費計(査定後額)	査定率
処理事業	22自治体	20,571,938千円	20,513,524千円	99.7%
施設復旧	4施設	744,657千円	726,887千円	97.6%

災害廃棄物の発生推計量

約30万トン(H30(2018).10.1 岡山県災害廃棄物処理実行計画策定時点)

進捗状況

災害廃棄物処理進捗率 53.7%、被災家屋の解体進捗率 40.9%(H31(2019).3月末現在)

6 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進

提案先省庁 国土交通省

提案事項

本県に甚大な浸水被害や土砂災害をもたらした平成30年7月豪雨災害を受け、県民の関心が高まっている水害対策・土砂災害防止対策の推進について必要な予算措置を講じるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などを着実に実施することにより、県民の生命と財産を守るための防災・減災対策を強力に推進すること。 **新規**

(1) 水害対策の推進

① 直轄河川事業の強力な推進

「真備緊急治水対策」として、令和5年度完了を目標に整備を進めている小田川合流点付替え事業の早期完了など、直轄河川事業を強力に推進すること。

② 県管理河川の整備に必要な予算の確保

今回の豪雨災害と同様の浸水被害等から住民の生命・財産を守るため、県管理河川の水害対策を一層推進する必要があることから、十分な予算を確保すること。

(2) 土砂災害防止対策の推進

砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を重点的に推進する必要があるため、十分な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 本県では、平成30年7月豪雨で浸水被害や土砂災害が広範囲に発生しており、水害対策及び土砂災害対策の推進を求める県民の声が一層高まっている。
- 再度災害の防止・軽減のため、国において小田川合流点付替え事業や小田川の掘削・堤防強化等を強力に推進し、早期完了を図る必要がある。また、県としても、県管理河川の末政川、高馬川、真谷川、砂川などの改良復旧を着実に実施する必要がある。
- 河川激甚災害対策特別緊急事業や河川災害復旧等関連緊急事業など大規模事業の実施期間中は、河川改修事業費が大きく減少する可能性があるが、県下の治水安全度の着実な向上等を図るためには、大規模事業の有無によらず、十分な予算の確保が必要である。
- 重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、令和2(2020)年度までを目途に、氾濫の危険性が特に高い区間の樹木伐採・河道掘削等や、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備など、水害対策、土砂災害防止対策を集中的に推進する必要がある。

課題

- 岡山県の河川整備を計画的かつ早急に推進し、治水安全度等の着実な向上を図るためには、河川激甚災害対策特別緊急事業など改良復旧事業も含め、治水事業に係る十分な予算の確保が喫緊の課題である。
- 土砂・流木対策のための透過型砂防堰堤等の整備などハード対策を重点的に推進していくためには、砂防関係事業費の確保が必要である。

7 森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援

提案先省庁	林野庁
-------	-----

提案事項

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 林道災害の早期復旧に係る財源を確保すること。 | 新規 |
| (2) 治山災害の復旧を行う治山事業の採択要件を緩和すること。 | 新規 |
| (3) 災害時における森林整備事業（公共）の国庫補助率を加算すること。 | 新規 |

（提案の理由）

現状

- 平成30年7月豪雨により、木材の搬出経路である林道が被災したことで、間伐材等の搬出に支障をきたしており、今後の木材の安定供給に影響をもたらすおそれがある。
- 発災現年のみにおいて採択される「災害関連緊急治山事業」で実施した地区については、後年度工事があれば「緊急総合治山事業」で復旧可能であるが、同事業の対象区域が、災害関連緊急治山事業の同一保全対象であることが要件であるため、復旧範囲が限定される。
- 「災害関連緊急治山事業」では対応できなかった箇所においては、「復旧治山事業」で復旧するが、全体計画7千万円以上の箇所が対象となっている。
- 被災した森林の整備及び森林作業道の復旧は未だ途上であり、引き続き、森林整備事業（公共）を活用した被災森林の整備及び作業道復旧を促進する必要がある。

課題

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 林道災害復旧の実施主体である市町村に対し、施越工事制度の活用などによる早期復旧を促しているところであるが、進捗状況を勘案すると、3か年復旧の最終年度となる令和2（2020）年度においても財源を確実に確保する必要がある。 ○ 通常の治山事業は、計画事業費により事業対応可能な箇所が限定されるため、被災箇所の早期復旧には、採択要件の緩和が必要である。 ○ 森林整備事業（公共）は、災害時の国庫補助率の加算がないため、発災年度においては、復旧を促進するため特例的に補正（県費嵩上げ）措置をとったところであるが、継続的な措置は困難であり、平成30年7月豪雨災害を含め、災害時における国庫補助率の加算が必要である。 |
|--|

8 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化

提案先省庁	内閣府、消防庁、国土交通省
-------	---------------

提案事項

- (1) 市町村が、統一的な基準により作成したハザードマップにより、住民に地域の災害リスクを示し、避難行動の必要性を周知できるよう、国の技術的助言と財政支援のさらなる充実を図ること。 新規
- (2) 災害リスク情報を住宅購入者等に周知するため、市町村が作成したハザードマップを宅地建物取引業法における重要事項として位置付け、取引時の説明を義務付けられるよう法令の改正を行うこと。 新規
- (3) 全国の地方自治体が、災害対応のために各々で開発、運用している総合防災情報システムのほか、被災者台帳システム、物資調達システム等について、国が主導して全国統一システムを導入すること。 新規
- (4) 地域防災力を支える消防団（水防団）と自主防災組織の育成、強化につながる取組を国として一層推進するほか、地方自治体の取組への支援制度を充実し、継続的な支援を行うこと。 新規

（提案の理由）

現状

- 平成30年7月豪雨における倉敷市真備地区の水害浸水範囲は、ハザードマップの浸水域とほぼ重なっていたが、本県が実施した被災者へのアンケート調査では「ハザードマップを見て、内容まで覚えていた」住民は約2割に止まっており、地域の災害リスクを十分認識していない実態が明らかとなった。
- ハザードマップは、宅地建物取引業法において住宅購入者等への説明が義務付けられていないため、浸水等の災害リスクが周知されないまま、宅地や建物の売買・賃貸借が行われている場合が多い。
- 自治体が災害対応や被災者支援のために利用している総合防災情報システムや被災者台帳システム等については、それぞれの自治体が多大な経費とマンパワーをかけて開発運用を行っている。一方、国は、令和元(2019)年度予算において、物資調達・輸送調整等支援システムに関する予算措置を講じ、国から避難所までの関係機関の情報共有を図り、物資の迅速かつ効率的な調達に繋げることとしている。
- 本県には吉井川、旭川、高梁川の三大河川があり、それらの流域面積は約6千k㎡と県全体の面積の80%を占めており、河川や堤防の巡視、災害発生時の避難の呼びかけなどを行う消防団（水防団）の役割は、非常に重要となっている。また、倉敷市真備地区における死者51人のうち、46人が高齢者で、かつ42人が避難行動要支援者であったことから、自主防災組織による地域のサポート体制の構築が求められている。

課題

- 今回の災害では、倉敷市真備地区の住民が総社市の避難所に避難する事例が発生し、さらに今後、想定し得る最大規模の洪水浸水想定区域図の公表への対応が求められることから、市町村の区域を越える「広域避難」のあり方についての検討が必要となる。しかし、ハザードマップは市町村に作成義務があり、その作成方法も様々であることから、住民が、隣接する市町村を含め広域でハザードマップを確認することが困難となっている。こうした状況を踏まえれば、国や県が主導して、市町村が統一の基準で作成し、住民が見やすく理解しやすいハザードマップを作成できるよう支援することが必要不可欠である。
- 住宅購入者等があらかじめ災害リスクを把握することで宅地購入等の判断材料とするとともに、住宅の防災対策や災害時の円滑な避難行動につなげるため、取引時のハザードマップの説明を義務付ける必要がある。
- 現在、自治体がそれぞれが独自で開発運用している総合防災情報システムや被災者台帳システム等については、必要とされる機能は全国共通であることから、物資調達・輸送調整等支援システムと同様、国が主導して共同で開発運用する方が効率的であり、かつ、安定的な運用を確保できる。また、同じシステムであれば、国や他の自治体も瞬時に情報共有できるとともに、これら機関からの応援職員もすぐに利用できるなど、メリットも大きい。
- 消防団（水防団）や自主防災組織は地域防災力の中核であり、安全安心な地域社会に欠くことのできない存在となっているが、消防団員の確保や高齢化への対応、地域社会におけるつながりや結びつきの希薄化等が課題となっており、学生を含む若者や女性の消防団への加入促進や、自主防災組織の組織化及び活動活性化に取り組む必要がある。

9 災害対策用装備資機材の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

提案事項

(1) 災害対策用車両等の整備充実

大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、災害対策用車両、レスキューボート等の整備充実を図ること。 **新規**

(2) 信号機電源付加装置等の整備充実

災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 平成30年7月豪雨における救出救助活動では、災害現場に向かった車両のうち13台が損傷（うち4台が走行不能）したほか、道路の冠水により現場にたどり着けないケースも散見された。また、浸水域には漂流物が多く、これらとの接触によりゴムボートが損傷（2艇）し、活動を継続することが不可能となったほか、隊員の安全確保も困難となるなどの状況もみられた。
- 現有のゴムボートは、救出救助活動の都度、空気を入れて使用し、再度空気を抜いて搬送する必要があるため、これらの作業に係る時間的ロスや隊員の負担が大きくなっている。
- これまで発生した大規模災害における教訓や、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の被害想定等を踏まえた災害対策の見直しが求められる中、災害等に伴う停電時の信号機の運用に必要となる信号機電源付加装置等の整備状況は、十分とはいえない現状にある。

課題

- 近年、本県では、平成30年7月豪雨を始め、台風の接近等による風水害が各地で発生しており、今後も同種災害の発生が懸念される中、災害対策に必要となる車両等については、必要数の充足には至っておらず、大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等が困難な状況にある。
- 浸水域における迅速な活動を行うためには、冠水場所でも走行可能な災害対策用車両を整備するとともに、時間的・人的ロスが少なく、損傷しにくいレスキューボートを機動隊、管区機動隊及び各警察署に配備しておく必要がある。
- 災害発生時における交通の安全と円滑を確保するため、自動起動式の発電装置を備えた信号機の更なる整備充実を図る必要がある。

10 災害派遣等従事車両の高速道路等の無料措置手続の簡素化

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

大規模災害時には、同時期に、複数の被災都道府県が、全国の有料道路管理者に対して、災害時派遣等従事車両の高速道路等の無料措置手続を行っているため、国において、一括して手続を代行するなど、手続の簡素化を図ること。

新規

（提案の理由）

現状

- 平成30年7月豪雨災害では、岡山県、広島県、愛媛県をはじめ、西日本の2府8県が救援物資等を輸送するための車両等を受け入れるため、同時期に、西日本高速道路株式会社等の関係する有料道路管理者に対して、高速道路等の無料措置手続を行った。
また、手続後は、2府8県がそれぞれ、全国の自治体に対して、被災地支援等のために有料道路等を使用する場合に「災害派遣等従事車両証明書」を発行するよう協力を依頼している。

課題

- 大規模災害発生時には、複数の都道府県が同時期に、高速道路等の無料措置手続を行うこととなり、災害対応の初動期において当該事務が負担になるだけでなく、有料道路管理者も事務が集中し、双方にとって効率が悪い。
- 複数の都道府県で災害救助法が適用された場合など、大規模災害発生時には、高速道路等の無料措置手続が完了するまでの間、災害救援のために被災地に赴く自治体や、災害ボランティア活動を行う個人などからの問い合わせが相次ぎ、被災都道府県では初動対応に支障を来している。

【参考】

1 料金免除措置を行う有料道路管理者

西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、各地方道路公社

2 災害時派遣等従事車両

- (1) 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した自治体の災害対策本部（物資集積所を含む。）へ救援物資等を輸送するための車両
- (2) 自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
- (3) 自治体が災害救援のために使用する車両
- (4) 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請又は受入承諾したものに使用する車両

11 文教関係施設及び設備の整備

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

提案事項

公立学校施設の避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。 **新規**

- ① 小中学校及び特別支援学校の洋式トイレや空調設備など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げ
- ② 高等学校の備蓄倉庫などの屋外防災施設以外の施設設備も小中学校等と同様に補助対象化

(提案の理由)

現状

- 災害発生時に避難所として学校施設が果たす役割は大きいですが、洋式トイレや空調設備など、求められる機能が備わっていない。
- 県内の公立学校施設では、構造体の耐震化はほぼ完了しているが、天井や壁・照明器具といった非構造部材の安全性の点検は、学校教職員による目視によって行われており、専門家による点検や、それに基づく対策が十分に取られていない場合が多く、安全対策に懸念がある。

課題

- 現在、小中学校及び特別支援学校の施設設備の整備に係る国庫補助率は1/3であるが、各自治体の財政負担が大きく、迅速な対応を行うためには支障がある。
- 高等学校は屋外防災施設以外は補助対象となっておらず、財政負担が大きい。
- 安全性の確保に不可欠な、専門家による施設等の点検には多額の経費を要するが、補助対象となっておらず、財政負担が大きい。

【参考】現行制度と提案内容

	現 行	提案内容
文教関係施設設備の整備	補助率 1 / 3	補助率嵩上げ (1 / 3 → 10 / 10)
屋外防災施設以外の施設等整備	小中学校のみ補助対象	高等学校まで補助対象拡大

12 農地や農業用施設、林道等の早期復旧への支援

提案先省庁	農林水産省、林野庁
-------	-----------

提案事項

復旧工事の実施に必要な調査、測量及び試験費を全て補助対象とすること。

新規

(提案の理由)

現状

- 災害復旧事業については、会計年度内に補助率を決定して国予算の手当を決定するため、災害年に災害査定を終えることが原則となっている。
- 平成30年7月豪雨災害のような大規模災害時における災害査定については、早期復旧を進めるため、国は「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（以下、「大規模査定方針」という。）により、航空写真等を用いた平面図や代表断面図のみを添付するなど、査定設計書の簡略化などにより災害査定事務の簡素化が可能としている。

課題

- 大規模査定方針による簡略化された査定設計書から、復旧工事に必要な設計書を作成するためには、調査や測量及び試験が新たに必要となるが、それらの経費は災害復旧事業の対象として認められない。
- そのため、平成30年7月豪雨災害では、農地や農業用施設の災害査定において査定設計書の図面等の簡略化をしない市町村が多数生じ、災害査定の終了が平成31(2019)年1月にずれ込んだ。
- 林道災害においては、被災箇所が山間奥地であることなどの特殊性から、航空写真等を活用し災害査定資料の簡略化を図ったが、復旧工事の実施設設計の段階で再測量等が必要となり、その経費については事業主体の負担となっている。